

平成 1 9 年各会計定例監査
(平成 1 8 年度財務諸表監査)報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成19年各会計定例監査（平成18年度財務諸表監査）の結果に関する報
告を次のとおり提出する。

平成19年9月14日

東京都監査委員	古賀俊昭
同	大沢昇
同	三栖賢治
同	筆谷勇

目 次

第1 監 査 の 概 要	1
第2 監 査 の 結 果.....	3
1 総 括 意 見	3
2 東京都会計基準に照らし改善が必要である事項	4
3 今後の検討が望まれる事項	6
<別表1> 財務諸表監査日程	10
<別表2> 開始残高についての着眼点（期中監査）	10
<別表3> 期中の会計処理についての着眼点（期中監査）	11
<別表4> 財務諸表監査の着眼点	12

第1 監査の概要

1 監査の目的

平成19年各会計定例監査の一環として、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）に基づいて作成された東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

なお、新たな公会計制度により初めて作成される財務諸表を対象とするため、開始残高の信頼性、期中の会計処理の正確性を検証することを目的とした監査（期中監査）を行った。

2 監査対象及び監査期間

表1のとおり、一般会計及び特別会計を対象に、各局に対して期中監査及び財務諸表監査を実施した。

（1）期中監査

平成19年各会計定例監査（平成18年度執行分）の実施と併せて、平成18年度期首における資産等の開始残高、新公会計の導入に伴い新たに行われた予算執行等に係る複式仕訳の会計処理などについて検証した。

（2）財務諸表監査

各局が会計管理局に提出した平成18年度の局別会計別財務諸表について、別表1のとおり、各局に対して監査を実施するとともに、都議会に提出される「平成18年度東京都財務諸表」について、会計管理局に対して監査を行った。

3 監査の方法

（1）期中監査

開始残高については、別表2の着眼点に基づき、各局における資産の点検体制等が適切なものとなっているかについて公有財産台帳等関係書類の閲覧、関係部局からの聴取などを行うとともに、抽出により、資産の現況が公有財産台帳等と一致しているかについて現場の確認を行った。

期中の会計処理については、別表3の着眼点に基づき、予算執行に係る複式仕訳に係る会計処理、資産等の増減に係る会計処理などについて、関係書類の閲覧、関係部局からの聴取などにより、会計処理の適正を確保するための点検体制を確認するとともに、複式仕訳確認書と関係書類との突合などにより、複式仕訳が適正に行われているかを抽出により確認した。

（2）財務諸表監査

局別会計別財務諸表及び東京都財務諸表（以下「財務諸表」という。）について

は、歳入歳出決算と整合しているか、引当金の計上等決算整理事項は適正であるか、期中における資産の増減額が漏れなく計上されているかなどについて、別表4の着眼点に基づいて確認した。

(表1) 期中監査及び財務諸表監査の対象会計及び局

会 計 名	局 名
東京都一般会計	知事本局、青少年・治安対策本部、東京オリンピック招致本部、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、建設局、港湾局、東京消防庁、会計管理局、教育庁、警視庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局 (計24局)
東京都特別会計(17会計)	
特別区財政調整会計	総務局
地方消費税清算会計	主税局
小笠原諸島生活再建資金会計	総務局
母子福祉貸付資金会計 心身障害者扶養年金会計	福祉保健局
中小企業設備導入等資金会計 農業改良資金助成会計 林業・木材産業改善資金助成会計 沿岸漁業改善資金助成会計	産業労働局
と場会計	中央卸売市場
都営住宅等事業会計 都営住宅等保証金会計 都市開発資金会計	都市整備局
用地会計 公債費会計	財務局
多摩ニュータウン事業会計 臨海都市基盤整備事業会計	都市整備局

第2 監査の結果

1 総括意見

監査の対象とした財務諸表は、別項意見「2 東京都会計基準に照らし改善が必要である事項」を除き、東京都会計基準に概ね準拠して作成されているものと認められる。

今回提出された財務諸表は、官庁会計の歳入歳出決算を組み替えて作成するという従来の手法ではなく、日常の事務の積み重ねに基づき作成するという画期的な手法により、作成されている。

この取組みは、遅々として進まない公会計改革に対して、都が全国の地方公共団体に公会計改革の方向性を示すものであるとともに、会計基準を自ら策定し、地方自治法の予算、会計、財産管理制度を前提とする制約の中で実践されたものであることに大きな意義を有している。

- とりわけ、貸借対照表の作成に当たっては、インフラ資産を始め各局が所管する膨大な資産の評価はもとより、関連規定や財産管理に係る情報システムの見直しなど、全庁規模で行われた取組みに対して高く評価するものである。
- 一方、今後の課題として、財務諸表作成に必要な内部統制の整備や、東京都会計基準のさらなる改善など、新たな公会計制度の発展のために今後の検討が望まれる事項が認められたことから、監査の結果として別項意見を述べることにした。
- 今回の財務諸表は、地方公共団体における複式簿記・発生主義会計導入のリーディング・ケースであるとともに、都の行財政運営を改革するための手段として、大きな可能性を持つものである。今後とも、都庁全体において、財務諸表を活用した資産の有効活用や、経済性、効率性、有効性の視点からの事業運営の見直しが着実に推進されることを期待する。

2 東京都会計基準に照らし改善が必要である事項

(1) 会計処理

平成18年度財務諸表の作成に当たっては、各局とも多大な努力を傾けて会計事務処理に取り組んだことが認められたが、東京都会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき初めて作成されたものであり、これまでの官庁会計にはない概念に基づく会計処理が必要であったことなどから、以下のような問題点が一部認められた。

ア 資産計上について

区市町村への移管を前提に実施している工事について、その経費を、支出時に固定資産（建設仮勘定）に計上して移管の際に正味財産の減額として会計処理しているものと、支出時に費用として会計処理しているものがあり、事務処理が統一的に行われていないものがある。

イ 資産価額の評価について

取引所の相場のない投資有価証券については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をすることとされているが、これが行われていないものがある。

分収に係る山林、地上権及び地役権について、公有財産には登録されているものの、無償譲受により取得したことから取得価額がゼロであるとして、貸借対照表には計上されていないものがある。

ウ 資産・負債における固定と流動の分類について

資産項目と負債項目については一年基準に基づいて、固定資産及び固定負債と流動資産及び流動負債として分類するとされているが、土地の売却に伴う年賦未収金や土地の買収に伴う年賦未払金について、一年以内に収入又は支出する予定の金額が流動資産又は流動負債に振り替えられていないものがある。

エ 各種引当金の会計処理について

不納欠損引当金及び退職給与引当金の計上額の算定は、差額補充法により行うこととなっているにもかかわらず、繰入額と戻入益が同時に計上されているものがある。

(2) 固定資産の計上額

都の財産及び物品を所管する財務局及び会計管理局では、平成18年度貸借対照表の作成に先立ち、各局に対して財産及び物品に係る総点検を行うよう通知し、その点検結果をもとに、貸借対照表の開始残高を確定している。

今回の監査では、財務諸表監査の前に実施した期中監査において、各局が実施した総点検の状況を検証するとともに、財産の現況等についても公有財産台帳（財産情報システム）等と一致しているかについて確認した。

監査の結果、面積等の増減があった資産について取得価額の更正が適切に行われていない事例が認められたことから、各局に修正を依頼するとともに、あわせて他の事例についても再点

検を行うよう求めた。

この結果、資産の開始残高について一部修正が行われたことから、行政コスト計算書において過年度損益修正として、修正益 1,878 億余円及び修正損 659 億余円を計上することとなった。

開始貸借対照表の作成は、今回の財務諸表の作成において最も困難な作業であり、平成 18 年度末の固定資産が 28 兆円を超えるものであることを考慮すれば、計数の精度向上には一定の期間を要するものと考えられる。各局は、今後とも資産に係る計数の精度向上に向け、必要な取組みを継続されたい。

3 今後の検討が望まれる事項

(1) 財務諸表作成における内部統制について

精度の高い財務諸表を効率的に作成するためには、内部統制や会計帳簿等を適切に整備することが必要であり、こうした観点から、以下の点について今後の検討が望まれる。

ア 固定資産の計上に係る事務処理のあり方

財務諸表に計上する固定資産のうち公有財産台帳に登録することとされている資産については、財務会計システムと財産情報システムの二つのシステムにおいて処理されている。その際、システムへの登録が双方に対して適切に行われていれば、財産の計上額は原則として一致するはずであるが、決算整理手続において両システムの財産残高を突合したところ、残高照合表において多数の不一致が認められた。このため、各局において登録内容の確認及び訂正などの照合作業に多大な労力を要している状況が認められた。

これは、

除却など予算執行を伴わない財産の異動については、財産情報システムのデータを財務会計システムに取り込んで自動仕訳を行っているが、購入や工事取得など予算執行を伴う異動については、双方のシステムにおいて別途入力していること

両システムの完全な連携が困難な中では、日常の事務処理において財務会計の担当者と財産管理の担当者とが連携し、常に同一の情報が双方のシステムに入力されるように事務処理を行う必要があるが、一部の局を除き、このような体制が構築されていないこと

双方のシステムに入力された情報の照合を容易に行えるような措置を講じていないことなどの原因から生じているものと考えられる。

これらの問題点を現状のまま放置すれば、来年度以降も多大な労力をかけて照合作業を行わざるを得ないことが予想される。今後の対策として、両システムの連携をとることが最も望ましいが、システムの大規模な改良など解決に時間を要する課題が多い。

会計管理局においては、事務処理体制の整備に向けた指針を検討するとともに、財務局と連携して、入力情報の照合が容易に行えるよう、システム運用の改善について速やかに検討されたい。

イ 会計帳簿類のあり方

財務会計システムにおいて出力される会計帳簿等の取扱いについて見ると、以下の状況が認められた。

複式仕訳の確認等について、一部の局で非現金項目に関する承認手続などを定めている以外は、明文の定めがない。

複式仕訳確認書の出力後の取扱いや、決算後に年1回会計管理局より各局に配信される総勘定元帳の保管等についても明文の定めがない。

会計帳簿がその機能を果たすためには、複式仕訳が正しく行われるとともに、各勘定の内

訳から仕訳のもととなった取引を特定し、その取引に係る関係書類が容易に検索できる事務処理体制となっていることが必要である。

会計管理局は、仕訳の確認手続や帳票の保存など、会計帳簿等の取扱いについての指針を定めることと併せて、事務処理体制のあり方について検討されたい。

(2) 会計基準の内容について

会計基準については、様々な検討を重ねて策定されたものではあるが、よりの確な都の財務情報を都民に提供できるよう、以下の点について今後の検討が望まれる。

ア 回収可能性を考慮した貸倒引当金等の計上

会計基準では、収入未済を対象とする不納欠損引当金と、貸付金を対象とする貸倒引当金の2種類の引当金(以下「貸倒引当金等」という。)を計上することとしている。

現在の会計基準では、債権の時効消滅又は債権放棄に関する過去の実績率を用いて回収不能見込額を算定しているが、長期に滞納となっている個々の債権について、債務者の債務返済能力に着目した算定を行っていない。このため、貸倒引当金等の計上により債権の実質的価値を示すという貸倒引当金等計上の目的に照らして見た場合、必ずしも十分なものとはなっていない。

また、貸付金以外にも、継続的に不納欠損が発生している回収不能となる確率の高い債権が存在することから、他の債権についても貸倒引当金の計上対象とすることが望ましい。

回収可能性を判断するためには、各局において債権管理体制をより整備し、債権の状況を正確に把握する必要があるなど解決すべき課題は多いが、会計管理局においては、貸借対照表に計上される債権の実質的価値がよりの確に示される貸倒引当金等の計上方法について、今後の課題として検討されたい。

イ 無形固定資産の償却

会計基準によれば、無形固定資産については、原則として償却を行わないものとしている。

しかし、無形固定資産のうち、ソフトウェア、特許権などは、通常、償却資産として扱われており、費用の適正な期間配分を行うとの観点からも、償却を行うことが望ましい。

財務局及び会計管理局は、システムの改良が必要であるなどの課題もあるが、無形固定資産の償却について、今後の課題として検討されたい。

ウ 減価償却の開始時期

有形固定資産の減価償却は、固定資産に関する管理基準により、取得年度の翌年度から実施するとしている。しかしながら、費用の適正な期間配分を行うとの観点からは、取得月から減価償却を行うことが望ましい。

取得月からの減価償却を実施するためには、システムの能力の増強が必要であるなどの課題はあるが、減価償却の精度をより高めるため、財務局及び会計管理局は、減価償却の開始時期について、今後の課題として検討されたい。

(3) 財務諸表の表示について

財務諸表の表示については、都民にその内容をわかりやすく示すことにより、正しく理解される必要があることから、以下の点について今後の検討が望まれる。

ア 行政コスト計算書の表示

行政コスト計算書は、都の行政活動の実施に伴い発生した費用を計上するものであるが、表2のとおり、投資的経費という名称を付した科目（投資的経費補助、投資的経費単独及び投資的経費国直轄）が設定されている。

しかし、一般に、投資的経費という名称は、資本形成に係る支出を意味するものであり、行政コスト計算書の科目名として用いることは、費用であるにもかかわらず資本形成に係る支出であるとの誤解を招く恐れがあるため、会計管理局は、注記を付することを検討されたい。

(表2) 行政費用(一般会計)の性質別内訳

科目名	金額(円)	構成比(%)
税連動経費	1,204,260,993,856	25.3
給与関係費	1,464,629,503,794	30.8
物件費	228,292,787,844	4.8
維持補修費	39,587,317,320	0.8
扶助費	103,563,813,797	2.2
補助費等	805,119,373,780	17.0
投資的経費補助(a)	65,698,426,287	1.4
投資的経費単独(b)	188,459,255,389	4.0
投資的経費国直轄(c)	50,958,136,335	1.1
(投資的経費計)(a+b+c)	(305,115,818,011)	(6.4)
出資金	2,985,459,000	0.1
繰出金	282,617,175,220	6.0
減価償却費	108,530,464,130	2.3
債務保証費	172,370,104	0.0
不納欠損引当金繰入額	18,366,667,061	0.4
貸倒引当金繰入額	401,750,744	0.0
退職給与引当金繰入額	186,990,610,159	3.9
その他行政費用	5,534,594,160	0.1
行政費用計	4,756,168,698,980	100

イ 貸借対照表の表示

貸借対照表の科目名のうち「投資有価証券」及び「出資金」の表示等について、以下の状況が認められた。

会計基準によれば、投資有価証券は、「公有財産のうち、国債、株式、出資証券等が該当する」、また出資金は、「公営企業会計に対する出資金(公営企業会計の繰入資本金)が該当する」とされている。

しかし、実際に投資有価証券に計上されているのは、都の監理団体等への出資となって

いる。

このため、都の監理団体等への出資については投資有価証券、都内部への出資については出資金と区分されていることになり、投資有価証券と出資金の科目名はその内容に即した名称となっていないことから、会計管理局は、名称の変更を検討されたい。

投資有価証券に計上されている株式及び出資金並びに貸付金には、都の行政運営と密接な関係を有する団体に対して支出しているものが多い。会計管理局は、その他の団体に対する支出と明瞭に区別して表示する観点から、注記を付することを検討されたい。

(別表1) 財務諸表監査日程

監査対象	対象局	実施日程
局別会計別 財務諸表	知事本局、青少年・治安対策本部、東京オリンピック招致本部、人事委員会事務局、収用委員会事務局、選挙管理委員会事務局、労働委員会事務局	平成19年8月6日及び7日
	総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、会計管理局、教育庁、警視庁	平成19年8月3日、6日及び7日
	環境局	平成19年8月6日から8日まで
	監査事務局	平成19年8月3日及び7日
	議会局	平成19年8月3日及び8日
東京都 財務諸表	会計管理局	平成19年8月10日

(別表2) 開始残高についての着眼点(期中監査)

1 公有財産の点検状況について
<p>(1) 新公会計導入に伴い実施された公有財産台帳の登録内容の点検は適切に実施されたか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム移行時の仮台帳を閲覧し、修正・追記等が適切に実施されているか確認する。 ・取得時の契約書等又は現況との照合に基づく点検が確実に行われているかを確認する。 <p>(2) 取得価格の付与・更正等は適切になされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得年度の古いものなどについて、公有財産台帳(財産情報システム)に登録される取得価格の付与・更正が規定に基づき適切に行われているか確認する。
2 重要物品の点検状況について
<ul style="list-style-type: none"> ・現物確認の実施計画を適切に作成するとともに、点検を実施しているか確認する。 ・物品の一覧表を閲覧して、点検状況を確認するとともに、現物や購入時の契約書等と突合して、一致しているか確認する。

(別表3) 期中の会計処理についての着眼点(期中監査)

1 適正性確保の体制について
(1) 本庁からの指導や情報提供は適切に行われているか ・ 事務分掌や担当者への質問などにより確認する。
(2) 複式仕訳に係るチェック体制は適切か ・ 支出命令の決定時等に、複式仕訳確認書により複式仕訳の適正性をチェックしているか確認する。 ・ 会計管理局が作成した複式仕訳のチェックマニュアル等を有効に活用しているかを確認する。
2 資産科目と費用科目の選択について
(1) 資産として仕訳されるべきものが費用として仕訳されていないか。また、その逆はないか(特に委託料と工事請負費について) ・ 複式仕訳確認書、契約原議等を突合して、適切な勘定科目で仕訳されているか確認する。 ・ 資産の増減を伴う取引について、物品登録確認書、財産情報システムへの登録確認書等により、登録もれや誤りがいないか確認する。
3 資産の登録について
(1) 公有財産の登録を複数部署で行っている場合に、経理部署との連携は適切に行われているか ・ 財産情報システム及び財務会計システムへの入力について、事務分掌や担当者への質問などにより確認する。
(2) 資産の取得や除却の際に、物品管理システムや財産情報システムへの登録もれはないか ・ 資産の増減を伴う取引について、物品登録確認書、財産情報システムへの登録確認書等により、登録もれや誤りがいないかを確認する。

(別表4) 財務諸表監査の着眼点

1 財務諸表の整合性について
<ul style="list-style-type: none">・財務諸表相互間の計数の突合により、一致すべき計数が一致しているか確認する(例:行政コスト計算書の再計額と正味財産変動計算書の剰余金額など)。
2 貸借対照表残高と財産に関する調書(歳入歳出決算附属書類)との整合性について
(1) 残高照合表に基づく照合作業は適切に行われているか <ul style="list-style-type: none">・財務会計システムと、財産情報システム又は物品管理システムとの計数の一致状況を確認する。・一致していなかった場合の計数の再確認及び訂正は適切に行われているか確認する。 (2) 資産科目の科目別計上額は正確か <ul style="list-style-type: none">・土地、建物、工作物等の資産について、新規取得、全部処分、面積の一部増又は減の場合に、台帳への登録や取得価額の増減等により取得価額の増減が適切に行われているか、購入原議や公有財産表等と照合して確認する。・物品や債権についても同様に行う。
3 決算整理手続について
<ul style="list-style-type: none">・不納欠損引当金、貸倒引当金及び退職給与引当金について、計上額は適切か、算定の根拠となる計数を確認する。
4 特異科目について
<ul style="list-style-type: none">・通常は計上されないはずの科目について、計上した理由を把握するとともに、計上することの妥当性について検証する。・計上されている場合に特に留意する必要がある科目について、内容、発生原因等を確認する。
5 注記事項について
<ul style="list-style-type: none">・重要な会計方針について、実際の会計処理と適合しているか確認する。・重要な後発事象、偶発債務、追加情報について、注記内容の事実関係に問題がないか確認する。

平成19年度
登録第21号

平成19年各会計定例監査（平成18年度財務諸表監査）報告書
平成19年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5321)1111(代)
都庁内線55-531
03(5320)7017(直通)
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印刷

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。